

標準処理期間の未設定理由

番号 11

処 分 名	景観協定の廃止の認可
根 拠 法 令 名	景観法(平成16年法律第110号)
条 項	第88条
所 管 課	都市デザイン課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がなく、審査基準及び標準処理期間を設定する実益がないため。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。